

第10期ほほえみプラン21
(第10期焼津市高齢者保健福祉計画)
(第9期焼津市介護保険事業計画)

令和6年度(2024)～令和8年度(2026)

<案>

令和6年3月
焼津市

第5章 介護保険事業費の見込

第1節 第9期介護保険事業に要する事業費

これまでに述べてきた介護保険サービスや介護予防サービスの給付計画に基づく各サービスの見込量を基に必要となる事業費（介護サービス等の合計額から利用者負担分を除いた額）を算定すると、次のようになります。

1. 介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスの推計

■介護予防サービスの推計結果

介護予防サービス	区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護予防訪問入浴介護	給付費（千円）	231	231	231
	回数（回／月）	2.0	2.0	2.0
	人数（人／月）	1	1	1
介護予防訪問看護	給付費（千円）	18,835	20,787	22,284
	回数（回／月）	461.4	508.6	545.2
	人数（人／月）	49	54	58
介護予防訪問リハビリテーション	給付費（千円）	13,864	14,612	15,342
	回数（回／月）	433.2	456.0	478.8
	人数（人／月）	38	40	42
介護予防居宅療養管理指導	給付費（千円）	2,532	2,739	2,942
	人数（人／月）	25	27	29
介護予防通所リハビリテーション	給付費（千円）	157,961	160,610	162,735
	人数（人／月）	407	411	413
介護予防短期入所生活介護	給付費（千円）	5,902	5,909	5,909
	日数（日／月）	78.0	78.0	78.0
	人数（人／月）	12	12	12
介護予防短期入所療養介護	給付費（千円）	225	225	225
	日数（日／月）	3.7	3.7	3.7
	人数（人／月）	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	15,370	16,177	16,966
	人数（人／月）	17	18	19
介護予防福祉用具貸与	給付費（千円）	57,532	60,669	62,352
	人数（人／月）	787	830	853
特定介護予防福祉用具購入	給付費（千円）	4,710	5,064	5,391
	人数（人／月）	14	15	16
介護予防住宅改修	給付費（千円）	14,025	14,025	14,025
	人数（人／月）	13	13	13
介護予防支援	給付費（千円）	56,861	58,636	60,395
	人数（人／月）	1,003	1,033	1,064

■地域密着型介護予防サービスの推計結果

地域密着型介護予防サービス	区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護予防認知症対応型通所介護	給付費 (千円)	464	464	464
	回数 (回/月)	4.1	4.1	4.1
	人数 (人/月)	1	1	1
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費 (千円)	1,914	1,916	1,916
	人数 (人/月)	2	2	2
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費 (千円)	5,855	5,862	5,862
	人数 (人/月)	2	2	2

■介護予防サービスと地域密着型介護予防サービスの合計給付費

介護予防サービス 地域密着型介護予防サービス	区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護予防サービスの合計	給付費 (千円)	348,048	359,684	368,797
地域密着型介護予防サービスの合計	給付費 (千円)	8,233	8,242	8,242
合計(A)	給付費 (千円)	356,281	367,926	377,039

2. 居宅サービス、地域密着型介護サービスの推計

■居宅サービスの推計結果

居宅サービス	区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
訪問介護	給付費(千円)	678,325	692,728	708,294
	回数(回/月)	17,205.7	17,547.4	17,943.2
	人数(人/月)	707	722	737
訪問入浴介護	給付費(千円)	63,304	66,443	69,550
	回数(回/月)	459.2	481.3	504.0
	人数(人/月)	84	88	92
訪問看護	給付費(千円)	144,923	151,094	157,913
	回数(回/月)	2,392.6	2,491.2	2,603.7
	人数(人/月)	317	330	345
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	49,334	51,777	53,742
	回数(回/月)	1,448.5	1,517.7	1,575.7
	人数(人/月)	104	109	113
居宅療養管理指導	給付費(千円)	83,566	87,768	88,843
	人数(人/月)	776	814	824
通所介護	給付費(千円)	1,834,003	1,883,555	1,933,079
	回数(回/月)	19,320.2	19,820.9	20,339.8
	人数(人/月)	1,572	1,613	1,655
通所リハビリテーション	給付費(千円)	649,034	674,595	700,049
	回数(回/月)	7,335.4	7,613.0	7,898.8
	人数(人/月)	767	796	826
短期入所生活介護	給付費(千円)	584,281	612,029	630,498
	日数(日/月)	5,433.8	5,684.3	5,854.8
	人数(人/月)	542	567	584
短期入所療養介護	給付費(千円)	18,671	20,878	21,374
	日数(日/月)	133.9	148.4	151.8
	人数(人/月)	22	24	25
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	599,742	600,501	672,786
	人数(人/月)	250	250	280
福祉用具貸与	給付費(千円)	336,900	346,833	357,047
	人数(人/月)	2,230	2,296	2,364
特定福祉用具購入	給付費(千円)	11,279	11,671	11,671
	人数(人/月)	27	28	28
住宅改修費	給付費(千円)	20,302	22,671	24,594
	人数(人/月)	20	22	24
居宅介護支援	給付費(千円)	606,269	618,998	631,126
	人数(人/月)	3,252	3,316	3,381

■地域密着型介護サービスの推計結果

地域密着型介護サービス	区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
認知症対応型通所介護	給付費 (千円)	109,803	111,723	113,501
	回数 (回/月)	744.9	757.3	769.9
	人数 (人/月)	66	67	68
小規模多機能型居宅介護	給付費 (千円)	482,719	515,034	547,715
	人数 (人/月)	197	210	223
認知症対応型共同生活介護	給付費 (千円)	558,074	571,463	621,002
	人数 (人/月)	180	184	200
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費 (千円)	32,051	32,092	32,092
	人数 (人/月)	14	14	14
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費 (千円)	38,059	38,108	38,108
	人数 (人/月)	11	11	11
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費 (千円)	136,605	136,778	172,882
	人数 (人/月)	80	80	100
看護小規模多機能型居宅介護	給付費 (千円)	114,335	128,176	141,652
	人数 (人/月)	34	38	42
地域密着型通所介護	給付費 (千円)	342,900	361,658	379,304
	回数 (回/月)	3,579.7	3,768.8	3,954.5
	人数 (人/月)	325	342	359

■居宅サービスと地域密着型介護サービスの合計給付費

居宅サービス 地域密着型介護サービス	区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
居宅サービスの合計	給付費 (千円)	5,679,933	5,841,541	6,060,566
地域密着型介護サービスの合計	給付費 (千円)	1,814,546	1,895,032	2,046,256
合計(B)	給付費 (千円)	7,494,479	7,736,573	8,106,822

3. 施設サービスの推計

■施設サービスの推計結果

施設サービス	区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護老人福祉施設	給付費(千円)	1,636,283	1,638,354	1,638,354
	人数(人/月)	510	510	510
介護老人保健施設	給付費(千円)	1,716,195	1,759,269	1,802,845
	人数(人/月)	506	518	531
介護医療院	給付費(千円)	180,024	180,251	180,251
	人数(人/月)	42	42	42

※介護療養型医療施設は令和5年度末(2023年度末)で廃止

■施設サービスの合計給付費

施設サービス	区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
施設サービスの合計(C)	給付費(千円)	3,532,502	3,577,874	3,621,450

4. 標準給付費の推計

■標準給付費の推計結果

(単位：千円)

費目	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計
総給付費(A+B+C)	11,383,262	11,682,373	12,105,311	35,170,946
特定入所者介護サービス費等給付額	214,903	221,329	225,479	661,711
高額介護サービス費等給付額	223,360	230,073	234,387	687,820
高額医療合算介護サービス費等給付額	26,542	27,300	27,812	81,654
算定対象審査支払手数料	8,269	8,505	8,665	25,439
標準給付費見込額	11,856,336	12,169,580	12,601,654	36,627,570

5. 地域支援事業費の推計

■地域支援事業費の推計結果

(単位：千円)

費目	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	328,864	343,695	358,103	1,030,662
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	200,579	214,339	222,167	637,085
包括的支援事業(社会保障充実分)	38,871	44,053	54,463	137,387
地域支援事業費合計	568,314	602,087	634,733	1,805,134

6. 介護給付費の見込

第9期介護保険事業に要する事業費及び令和22年度(2040年度)における事業費見込は次のとおりとなります。

■第9期介護保険事業費見込

(単位：千円)

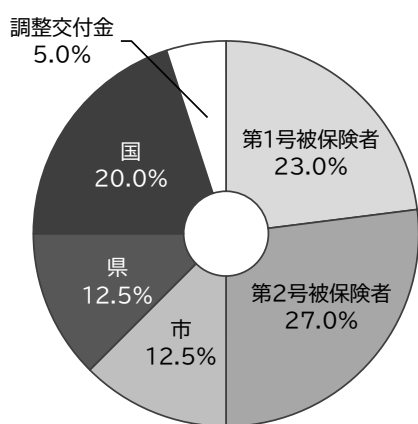
費目	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計	令和22年度 (2040)
標準給付費	11,856,336	12,169,580	12,601,654	36,627,570	15,236,112
地域支援事業費	568,314	602,087	634,733	1,805,134	615,653
合計	12,424,650	12,771,667	13,236,387	38,432,704	15,851,765

第2節 介護保険の財源

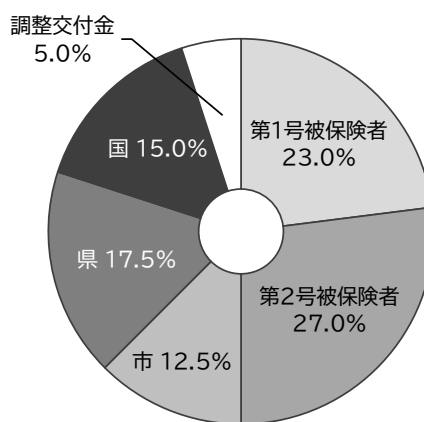
介護給付費等の財源構成・負担割合は利用者の負担額を除いた介護給付にかかる費用（給付費）の50%を税金等の公費、残りの50%を保険料で賄うこととなっており、そのうち第1号被保険者の第9期の負担割合は全体の23%とすることが基本となっています。ただし、調整交付金の割合によって、第1号被保険者の負担割合は増減します。

介護保険標準給付費

居宅給付費

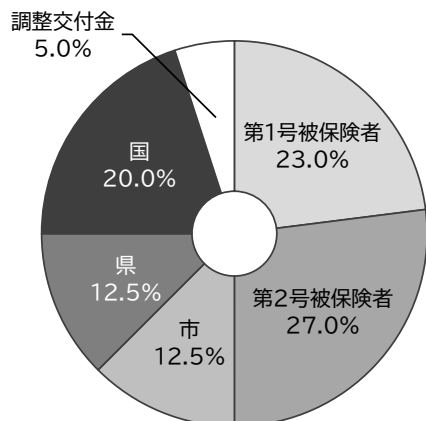


施設等給付費

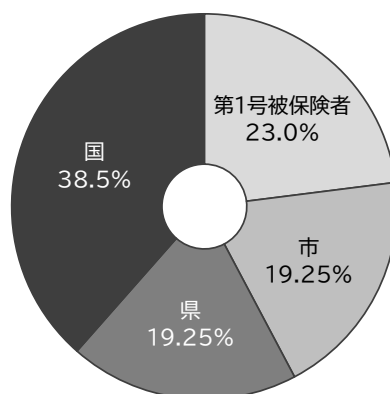


地域支援事業費

介護予防・日常生活支援総合事業



包括的支援事業・任意事業



注) 上記は第9期計画の標準的な市町村の場合。保険料の負担割合は3年ごとに見直しが行われます。第1号被保険者数と第2号被保険者数の割合に応じて第1号保険料と第2号保険料の負担割合が決まります。さらに、各市町村の後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得状況に応じて国の調整負担金の比率が変動し、保険者の給付水準が同じで収入が同じ被保険者であれば、保険料負担額が全国で同一となるよう調整されます（国の調整負担額の割合に応じて第1号被保険者の負担割合が変動します）。

第3節 保険料基準額の算出

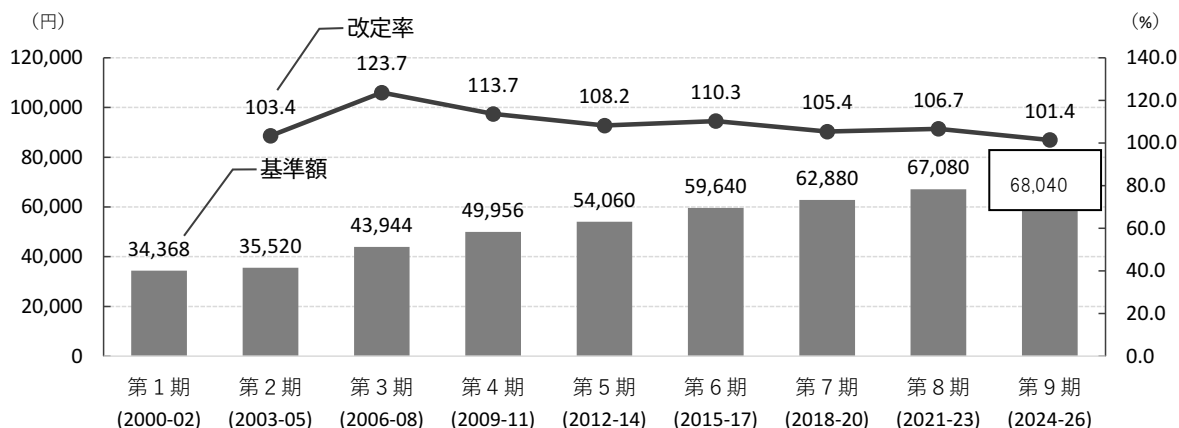
第1号被保険者の実際の介護保険料は、さらに準備基金（介護保険事業特別会計において発生した余剰金を積み立て、財源不足時に取り崩して充当するために設置される基金）や保険者機能強化推進交付金（自立支援・重度化防止の取組等に対し、国が定める評価指標の達成状況に応じて国から交付される交付金）等の交付見込額も算定に加えることができます。

第9期計画における介護保険料基準額を算定すると、年額68,040円、月額では5,670円となります。

■第1号被保険者の第9期介護保険料基準額

	項目	値
A	第1号被保険者負担分相当額 (第9期期間標準給付費＋地域支援事業費)×23%	8,839,522 千円
B	調整交付金相当額 (標準給付費＋地域支援事業費のうちの総合事業費)×5%	1,882,912 千円
C	調整交付金見込額	1,105,364 千円
D	準備基金取崩額 (第9期期間の累計)	709,000 千円
E	保険者機能強化推進交付金等の交付見込額 (第9期期間の累計)	120,000 千円
F	第9期期間保険料収納必要額 (F=A+B-C-D-E)	8,788,070 千円
G	第9期予定保険料収納率	99.00%
H	第9期期間保険料賦課総額 (H= F ÷ G)	8,876,838 千円
I	所得段階別加入割合補正後被保険者数 (第9期期間の累計)	130,456 人
J	第9期介護保険料基準額(年額) (J= H ÷ I)	68,040円
K	第9期介護保険料基準額(月額) (K = J ÷ 12(か月))	5,670円

■保険料基準額（年額）の推移



第4節 第1号被保険者の介護保険料

第8期計画期間においては、応能負担の観点から市独自に所得段階を13段階に分けていました。第9期計画期間においても引き続き13段階とし、国の制度改正に沿った区分で対象者を設定します。

■第9期計画期間における第1号被保険者介護保険料

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料 (月額保険料)
第1段階	①生活保護受給者 ②世帯員全員が市民税非課税で、かつ本人が老齢福祉年金受給者もしくは前年分の合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方	基準額 × 0.285	19,391円 (1,616円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年分の合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）と課税年金収入金額の合計額が80万円超120万円以下の方	基準額 × 0.39	26,536円 (2,211円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年分の合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）と課税年金収入金額の合計額が120万円超の方	基準額 × 0.685	46,607円 (3,884円)
第4段階	本人が市民税非課税だが、世帯に市民税課税者がいて、本人の前年分の合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方	基準額 × 0.9	61,236円 (5,103円)
第5段階	本人が市民税非課税だが、世帯に市民税課税者がいて、本人の前年分の合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）と課税年金収入金額の合計額が80万円超の方	基準額	68,040円 (5,670円)
第6段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.2	81,648円 (6,804円)
第7段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.3	88,452円 (7,371円)
第8段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.5	102,060円 (8,505円)
第9段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 × 1.7	115,668円 (9,639円)
第10段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 × 1.9	129,276円 (10,773円)
第11段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 × 2.1	142,884円 (11,907円)
第12段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 × 2.3	156,492円 (13,041円)
第13段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額 × 2.4	163,296円 (13,608円)

第6章 計画の推進体制の進行管理

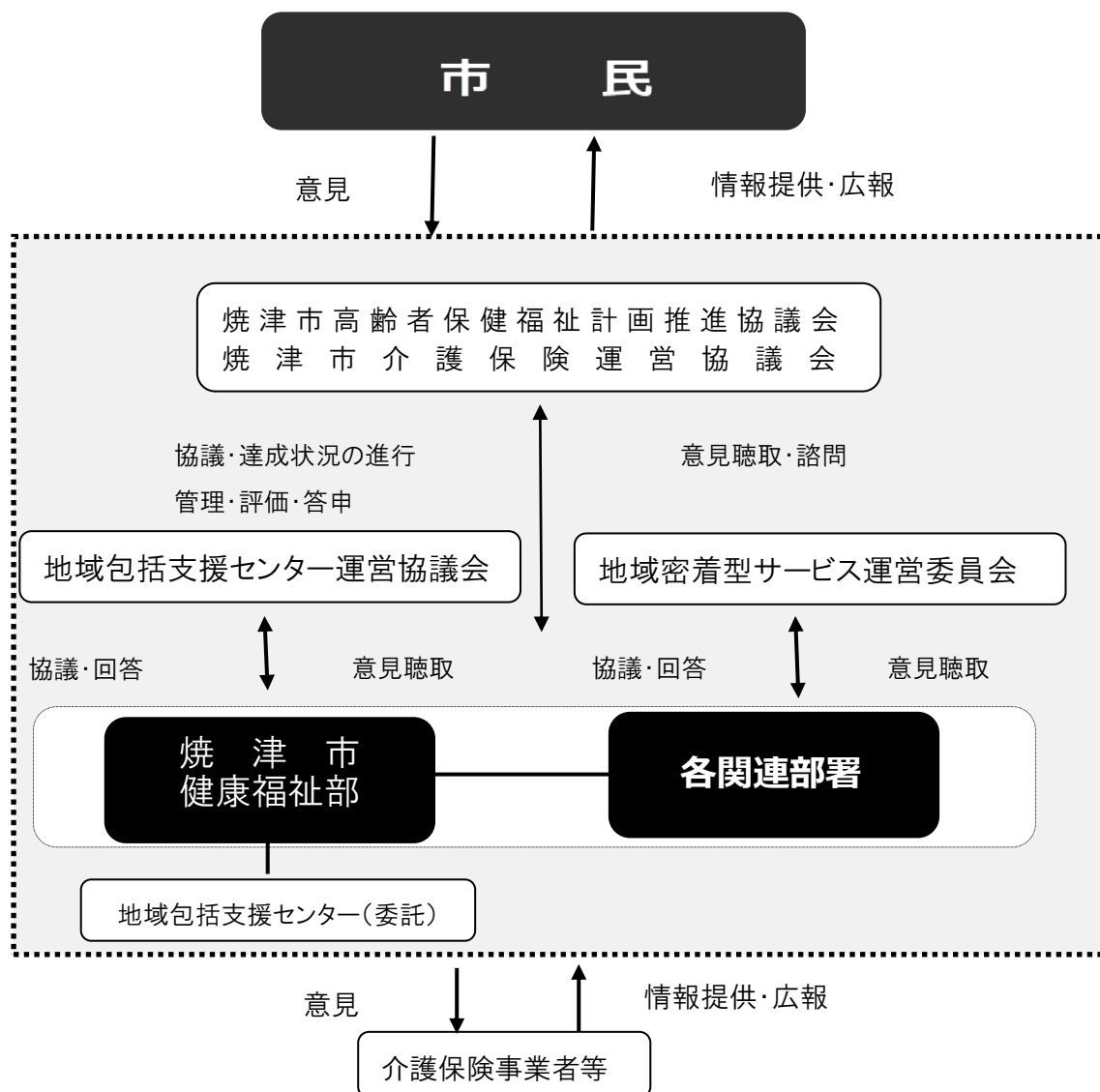
第1節 計画の推進体制

「第10期ほほえみプラン21」は市が責任を持って推進します。具体的には、健康福祉部が中心となり、各関連部署や関係機関・事業者と連携を取りながら本計画を作成し、毎年を取組を推進していきます。

また、地域包括支援センター運営協議会や地域密着型サービス運営委員会とも連携を図り、市と地域包括支援センター等の関係機関・事業者が本計画に基づき一体となって取組を進めていきます。

本計画の進行状況の管理及び評価に関しては、市民の意見を十分に反映し、適正かつ円滑に運営されるよう、市民から一般公募した被保険者の代表や保健・医療・福祉に関わる有識者から構成される「焼津市高齢者保健福祉計画推進協議会・焼津市介護保険運営協議会」の審議に基づき行います。

■計画を推進するための体制



第2節 計画の達成状況の点検及び評価

本計画で掲げた施策及び事業を計画的かつ効果的に実行するために、PDCAサイクルに基づき、取組を進めます。介護予防サービスや介護保険サービスの利用状況のほか、介護予防の取組や人材確保等に係る成果目標と施策については、「焼津市高齢者保健福祉計画推進協議会・焼津市介護保険運営協議会」と連携して定期的に評価・点検を行い、その結果を広く市民に公表します。

そして、評価結果等を踏まえ、計画期間中においても社会経済環境が大きく変化するなど、必要と認められるときには、その計画の見直しを行います。

■PDCAサイクルによる計画の推進イメージ

